◎ 市町村による空き家への立入調査や撤去・修繕等の指導が可能に

【法令名】

空家等対策の推進に関する特別措置法

【掲載官報】	平成 26 年 11 月 27 日 号外第 262 号 28 ページ
【法令番号】	平成 26 年 11 月 27 日 法律第 127 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成27年2月26日までに〕から施行
	※第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定め
	る日〔平成 27 年 5 月 26 日までに〕から施行
【法令のあらまし】	1 目的
	この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているこ
	とに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進する
	ため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。10 の(二)を除き、以下同じ。)による空
	家等対策計画の作成等を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域
	の振興に寄与することを目的とする。(第1条関係)
	2 定義
	(一) この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが
	常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有等するものを除く。(第2条第1項関係)
	(二) この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく
	衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等にあると認め
	られる空家等をいう。(第2条第2項関係)
	3 空家等の所有者等の責務
	空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。(第3条関係)

WestlawJapan 法令あらまし

4 市町村の責務

市町村は、6の空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施等を適切に講ずるよう努めるものとする。 (第4条関係)

5 基本指針

国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を定めるものとすることとし、基本指針においては、空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項等を定めるものとする。(第5条関係)

6 空家等対策計画

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等対策計画を定めることができることとし、空家等対策計画においては、空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針等を定めるものとする。(第6条関係)

7 協議会

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとし、協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等をもって構成するものとする。(第7条関係)

8 都道府県による援助

都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等を行うよう努めなければならないものとする。 (第8条関係)

9 立入調査等 [一部:公布6か月後施行]

市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査等を行うことができること等とする。(第9条関係)

- 10 空家等の所有者等に関する情報の利用等
 - (一) 市町村長は、固定資産税の課税等のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関する ものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のため に内部で利用すること等ができる。(第10条第1項及び第3項関係)

WestlawJapan 法令あらまし

- (二) 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域において は都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所 有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、 速やかに当該情報の提供を行うものとする。(第 10 条第 2 項関係)
- 11 空家等に関するデータベースの整備等

市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売等するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下 13 までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備等を講ずるよう努めるものとする。(第 11 条関係)

12 所有者等による空家等の適切な管理の促進

市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。(第 12 条関係)

13 空家等及び空家等の跡地の活用等

市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売等するものを除く。)に関する情報の 提供等を講ずるよう努めるものとする。(第 13 条関係)

- 14 特定空家等に対する措置 〔公布6か月後施行〕
 - (一) 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置をとるよう助言 又は指導をすることができること等とする。(第 14 条第 1 項~第 13 項関係)
 - (二) 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができるものとする。(第 14 条第 14 項関係)
- 15 財政上の措置及び税制上の措置等

国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとすること等とする。(第 15 条関係)

【改正される法令】

なし